

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年3月5日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：13件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理建屋換気空調系暖房用加熱蒸気供給配管のドレントラップ前弁とドレントラップのフランジ接続部より蒸気のリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	3号機	定期事業者検査（主蒸気隔離弁漏えい率検査（停止後））において、検査要領書の手順及び弁開閉状態に一部誤記が認められたため、当該部を訂正し検査を再開	D	
3	3号機	主蒸気安全弁近傍設置の油圧緩衝式配管支持構造物において、給油用フレキシブルホースのつなぎ込み部より油のリークが認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	3号機	原子炉再循環系ポンプ（B）の弁間配管への水張り時に、当該弁間配管からのドレン弁操作ミスによる中間ファンネルからの水のリークが認められたため、対応検討	C	
5	3号機	第23回定期検査における原子炉隔離時冷却系及び高圧注水系の点検作業開始のための協力企業への作業許可に際し、当該系統の「蒸気系配管の水抜き作業」が未完了の段階で、「水系配管の水抜き作業」完了の連絡を受け、作業許可がなされたものと誤判断し、点検作業開始の指示をしたため、点検作業を中断及び対応検討	C	
6	3号機	循環水ポンプ（B）の点検において、軸受ハウジングの電気防食用電極板が、消耗したため、当該電極板を交換	D	
7	3号機	タービン補機冷却系海水ポンプ（A）用冷却器の冷却水入口元弁に動作不良（開固着）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	4号機	補機冷却海水系ストレナーナ出口弁の（B）側通水状態を示す表示ランプ（緑色）のカバーが外せないため、当該部を修理	D	
9	5号機	タービン建屋天井クレーンの安全ネット固定用金具の一部に摩耗（4個）が認められたため、当該金具を交換	D	
10	5号機	高圧注水系の定例試験において、同系ポンプ起動直後に計装系に故障が発生したことを示す警報が発生したため、対応検討	C	平成22年4月21日 再審議にて グレード変更 D → C
11	6号機	燃料プール冷却浄化系ろ過脱塩器用材プリコートタンクレベル変換器の点検において、当該計器の蓋シール用Oリングが劣化し破断していたため、Oリングを交換	D	
12	6号機	燃料プール冷却浄化系スキマーサージタンクレベル指示計の点検において、計器精度外れが認められたため、当該計器を交換	D	
13	集中環境施設	廃液乾燥固化系の乾燥工程運転中、造粒機（B）入口三方弁の表面温度低を示す警報が発生したため、当該温度検出回路を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで